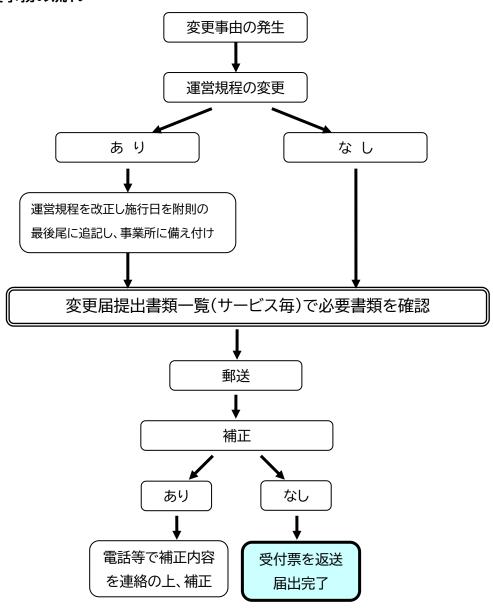
変更届·必要書類提出方法

介護保険サービス

1. 届出方法(届出が必要となる変更事由および必要書類)

- ○各サービスの「変更届提出書類一覧」で必要書類を確認してください。
- ○郵送の場合には、変更届連絡票と返信用封筒を添付してください。 添付する返信用封筒には、返信先を必ず明記し必要料金分の切手を貼付してください。 (変更届1通につき返送する書類はA4用紙2枚程度となります)
- ○<u>返信用封筒の添付が無い場合(切手の貼付がない場合も含む)は、変更届受領証と変更</u> 届出書の写しは返送しませんので、ご注意ください。
- ○郵送の場合の変更届受領証と変更届出書の写しの返送には、提出から1~2ヶ月程度時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

2. 変更事務の流れ



3. 郵送の手順

- (1) 各サービスの「変更届提出書類一覧」で必要書類を確認し、作成する。 *変更届連絡票と返信用封筒を同封する。
- (2) (1)の事業所控えをとる(補正連絡に対応できるよう、事業所で保管)。
- (3) (1)を下記に郵送する。

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町二丁目1番 20 号 枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者グループ(指定)

↑切り取って宛名としてお使いいただけます

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町二丁目1番 20 号 枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者グループ(指定)

↑切り取って宛名としてお使いいただけます

4. 書類の補正について

提出書類の不備等により補正が必要な場合には、福祉指導監査課から電話等にて連絡します。

*補正事項の連絡があった場合は、速やかにご対応をお願いします。

5. 変更届出書の受理について

提出いただいた書類を受理しましたら、変更届受領証と変更届出書の写しを返信用封筒 に入れて返送します。受領証等の再発行はいたしませんので、控えの書類と併せて保管して おいてください。

*変更届出書の提出の際に返信用封筒の添付がなければ、変更届受領証と変更届出書の写しは返送しませんので、ご了承ください。

* 郵送での受付で補正があった場合には、処理完了まで日数がかかります。 あらかじめご了承ください。